

* 検査結果や薬の説明書などのコピーを添付してください。

学校保健安全法に基づく学校感染症一覧表

学校保健安全法施行規則第 18 条

●第 1 種の感染症●

エボラ出血熱 マールブルグ病 重症急性呼吸器症候群 (SARS)	クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱 特定鳥インフルエンザ	痘そう 急性灰白髄炎 (ポリオ) 特定鳥インフルエンザ	南米出血熱 ジフテリア 中東呼吸器症候群 (MERS)	ペスト	治癒するまで
--	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----	--------

●第 2 種の感染症●

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで
新型コロナウイルス (COVID-19)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※発症から 10 日を経過するまではマスク着用にご協力ください。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹 (はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで

●第 3 種の感染症●

コレラ・細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで							
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで							
急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで							
その他 の感 染 症	<table border="1"> <tr> <td>感染性胃腸炎</td> <td rowspan="6">学校で、通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとることができる</td> </tr> <tr> <td>マイコプラズマ感染症</td> </tr> <tr> <td>溶連菌感染症</td> </tr> <tr> <td>伝染性紅斑 (リンゴ病)</td> </tr> <tr> <td>急性細気管支炎</td> </tr> <tr> <td>手足口病 ヘルパンギーナ など</td> </tr> </table>	感染性胃腸炎	学校で、通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとることができる	マイコプラズマ感染症	溶連菌感染症	伝染性紅斑 (リンゴ病)	急性細気管支炎	手足口病 ヘルパンギーナ など
感染性胃腸炎	学校で、通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとることができる							
マイコプラズマ感染症								
溶連菌感染症								
伝染性紅斑 (リンゴ病)								
急性細気管支炎								
手足口病 ヘルパンギーナ など								